

施工計画書作成要領

機 械 ・ 電 気 設 備 工 事

建築機械・建築電気設備工事

1 目 的

この要領は、工事目的物を所定の工期内に、適正、安全、経済的に施工するために必要な施工計画書の作成に関し、必要な事項を定める。

2 施工計画書の作成について

施工計画書は、契約図書の内容及び現場状況を把握したうえで、施工手順及び施工方法・使用する資材・機器及び労務・施工管理上必要となる事項等について、総合的に検討する。

3 施工計画書の編集

- (1) 施工計画書に記載する項目及び内容は、次項に示す「施工計画書作成項目及び留意点」による。なお、当初の施工計画書より変更箇所が生じれば追記する。
- (2) 施工計画書は、日本標準規格紙（A 4 判）のサイズとする。
- (3) 添付する図面及び工程表等は、判読できる程度の縮尺とし、A 4 判のサイズに合わせて折り込む。
- (4) 記載項目（目次）毎に原則として改頁する。
- (5) 施工計画書は、原則として、一冊に製本する。各種計画書等については、必要に応じて分冊とする。

施 工 計 画 書 作 成 項 目 及 び 留 意 点

表 紙（書式１）

- 工事名称、受注者名を記載

目 次（書式２）

工事概要（書式３）

- 工事設計書の設計概要（工事名称・工事場所、工事期間、工事内容、契約金額）を記載する。

施工方針

- 本工事施工にあたっての会社の施工方針を記載する。
 - ・ 社訓、社是
 - ・ 建設業法の順守（施工体系台帳・体系図の作成、管理、掲示等）について
 - ・ 建退協制度の運用、奨励について
 - ・ 下請負人の作業の管理について
 - ・ 日々の現場作業従事者の把握について
 - ・ その他

職員構成（書式４）

- 現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者（いずれも建設業法にもとづく）及び本工事に関する安全管理者を記載する。
- 工事に係る構成員の職務分担及び職務内容を記載
 - ・ 直接雇用している職員（自社の職員）を記載する。
 - ・ 営業担当、本社サイドの技術者・安全担当等、本工事で主要な役割がある担当者も記載する。

下請負人構成（書式５）

- 下請負人の職務分担、所在地及び責任者等を記載する。
 - ・ 責任者等は、会社の代表者及び当該現場の責任者（主任技術者）を記載する。
 - ・ 建設業法の区分（１次下請、２次下請など）を記載する。

主要資材計画（工事目的物）（書式６）

- 機器、主要資材の購入先及び製作会社名を記載する。
- 摘要欄へ、資材の品名及び産地等を記載する。
 - ・ 機器毎に製作会社、製作工場、工場所在地等を記載する。（購入品は、その製作会社）

主要機器計画（書式７）

- 主要機器（建設機械）の仕様及び製作会社を記載する。
- 摘要欄へ、使用目的等を記載する。
 - ・ 工事に使用する、重機類、発電機、主要工具等を記載する。
 - ・ 仮設備計画、本工事施工計画、安全管理計画に記述される工具等は記載する。
 - ・ 排出ガス対策型の指定のある建設機械は、その旨の記載する。

仮設備計画（書式８）

- 仮設建物及び受電等設備の規格、管理方法等を記載する。
- 設置位置及び構造図を添付する。
 - ・ 本市の電力を仮設電力設備に供給する場合、漏電遮断器の使用のこと、本市の電気主任技術者（主任技術者代行者）の指示に従う旨を記載する。
 - ・ 仮設備について、管理方法を記載する。
 - ・ 別冊で提出する場合は、その種類と提出時期を本文に記載する。
 - ・ 仮設物、仮設期間、使用場所、用途、使用量等、仮設内容を具体的に記載する。

本工事施工計画

- 施工手順及び施工手段等を具体的に記載する。
 - ・ 施工内容のほか、本市と受注者の作業分担を明確にする。
 - ・ 作業場所（占用、一過性の別）、内容、日時を明確にする。
 - ・ 搬出入要領、あと施工アンカー、切替工事要領、撤去工事要領、試験用要領等別冊で提出する場合は、その種類と提出時期を本文に記載する。

- ・ 既設構造物に関わる事項（占用、仮アンカー打ち込みなど）は、記載する。
- ・ 既設処理プラントの機能確保、安全性、誤操作等防止対策、保安処置等について記載する。
- ・ 監督官庁等への協議、届出等を記載する。

ケ 産業廃棄物処理計画

- 産業廃棄物の発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法を記載する。
- 委託契約、マニフェスト、記録写真等の管理方法を記載する。
 - ・ 処理計画全体をフロー図等で記載
 - ・ 別冊で提出する場合は、本文にその旨を記載する。
 - ・ 長期に渡る工事では、許可証の期限切れに留意する。

工程管理計画

- 工事を所定の工期内に完成させるための具体的管理計画を記載する。
- 工事全体及び工種別の施工順序及び所要日数を明確にした実施工程表を記載する。
 - ・ 工事完成検査は、手直し等を含め工事期限内に終えるよう、出来るだけ早くに設定する。
 - ・ 施工順序（工程表の項目）は、誰もが理解できる施工ごとに記載する。
 - ・ 関係業者との工程会議開催等を記載する。
 - ・ 監督官庁の検査を必要とする場合は、その時期等を記載する。
 - ・ 施設の停止、一過性の道路占用等を記載する。
 - ・ 承諾図、その他完成時提出書類の提出時期及び本市の確認期間を明示する。
 - ・ 工程表の整理

安全管理計画（書式 9）

- 車両及び歩行者の安全確保、保安施設の設置、関係法令及び道路使用許可条件に対する措置等を記載する。
- 工事に起因する公衆災害、労働者災害及び物損事故のほか、火災や降雨時における浸水の防止対策を記載する。
 - ・ 現場及び本社サイドの安全管理組織、安全パト等を記載する。
 - ・ 現場でのKY活動、新入場者教育、安全講習等の取り組みを記載する。
 - ・ 工事現場、維持管理区域との区画等、安全対策については、作業員だけではなく本市職員、第三者も考慮する。
 - ・ 酸欠作業、高所作業、開口部、上下作業、クレーン車、チェンブロック、資材置場の養生等その安全対策と共に記載する。
 - ・ 別冊で提出する場合は、本文にその旨を記載する。

品質管理計画

- 設計図書で指定する規格、品質を確保するための具体的管理計画を記載する。
 - ・ 設計図書、関係法令、各種基準類で規定されている項目の確認
 - ・ 「JIS等の試験方法による」ではなく、今回工事において実施する（想定される）検査、試験計画を具体的に記載する。
 - 機器・材料搬入検査、据付検査（外観、レベル、水平・垂直度、芯だし、圧力、アンカー）
 - 測定試験（振動、騒音、絶縁・接地抵抗、耐電圧、温度上昇）
 - その他（M単、回転方向、操作・シーケンス、警報表示、その他）
 - ・ 社内検査計画、立会検査計画
 - ・ 検査の判断基準値及び同根拠出典を記載する。

出来形管理計画

- 設計図書で指定する構造物の位置、形状、寸法を確保するための具体的管理計画を記載する。

緊急時連絡体制（書式 10～12）

- 緊急時の連絡先、連絡方法、連絡場所等を記載する。
- 連絡体制図を添付（別紙「緊急時連絡体制」参考）
 - ・ 工事場所が複数にわたる場合は、その工事場所ごとに記載する。

事前調査結果

- 事前調査の結果を記載する。

- ・ 事前調査の必要性、手法、結果を記載する。（結果は、後日の場合もある）
- ・ 工事着工後、必要となる調査について記載する。

タ 問題点

- 問題点を記載する。
- 図面及び計算書等を添付する。

チ その他

工事名称 _____

施 工 計 画 書

受注者

印

本支店 電 話

責任者

現 場 電 話

現場代理人

施 工 計 画 書

----- 目 次 -----

	頁
1 工事概要	
2 施工方針	
3 職員構成	
4 下請負人構成	
5 主要資材計画（工事目的物）	
6 主要機器計画	
7 仮設備計画	
8 本体工事施工計画	
9 産業廃棄物処理計画	
1 0 工程管理計画	
1 1 安全管理計画	
1 2 品質管理計画	
1 3 出来形管理計画	
1 4 緊急時連絡体制	
1 5 事前調査結果	
1 6 問題点	
1 7 その他	

1 工事概要

(1) 工事名称

(2) 工事場所

(3) 工事期間

(4) 工事内容

(5) 契約金額

4 下 請 人 構 成

下請工事名	下請負人（住所・氏名・電話）	現場責任者	主任技術者	建設業 登録部門・番号
備 考				

5 主要資材計画（工事目的物）

資 材 名	購入会社名及び製作会社名	摘 要

6 主要機器計画

使 用 機 器 名	仕様及び製作会社名	数量	摘 要

7 仮設備計画

(1) 仮設建物（事務所、宿舍、倉庫等）の規模、位置等

(2) 器材置場

(3) 仮設電力設備・工事用電力設備

(4) 仮設水道設備

(5) その他（搬入路・仮排水路等）

1 1 安全管理計画

(1) 安全管理組織

(2) 交通安全対策

(3) 災害防止対策

(4) ガス事故防止対策

(5) 酸素欠乏症等危険作業防止対策

(6) 防護対策（埋設物・構築物等）

(7) 安全・訓練等の実施計画

(8) その他

１４ 緊急時連絡体制

(１) 連絡先

職 名	氏 名	連 絡 先		備 考
		昼	夜	

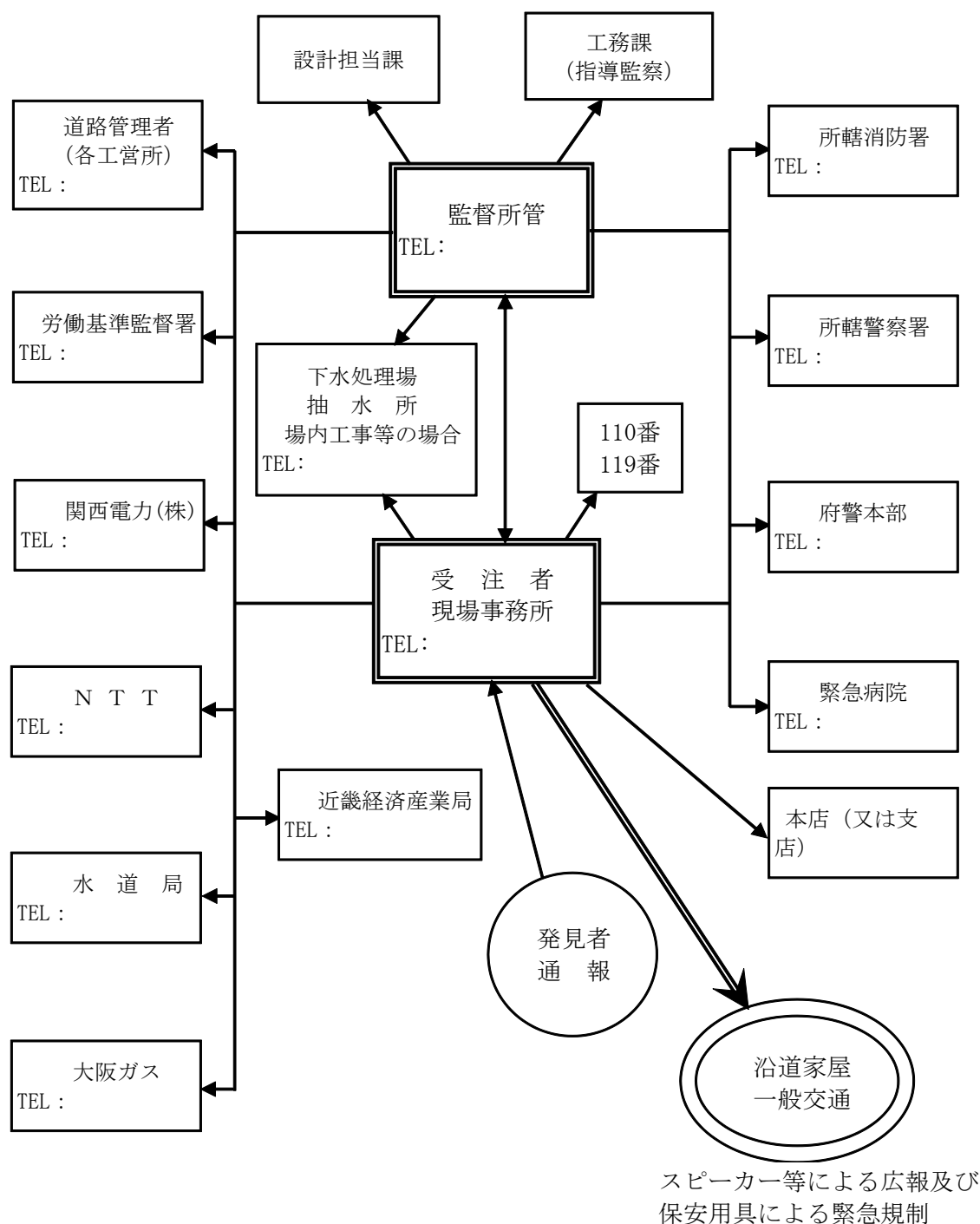
(２) 連絡体制

監督職員の指示または必要に応じて連絡先を追加する

緊急時連絡体制表

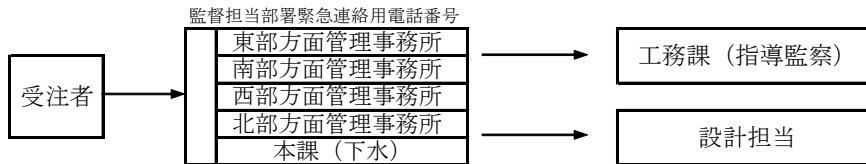
監督所管連絡先

監督所管	緊急連絡用電話番号
監督職員の指示による	



下水道請負工事等緊急時連絡体制フロー

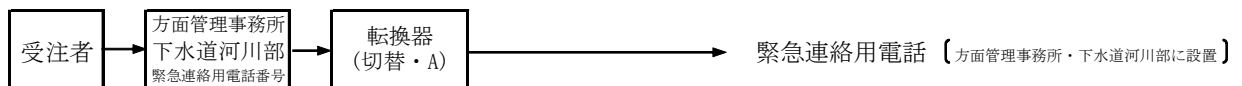
緊急時連絡フロー



方面管理事務所の管理課・設備課・工営所、下水処理場が監督の場合、各々の方面管理事務所を緊急連絡担当部署とする。
 下水道河川部 大規模管渠担当・下水道課、管理部 設備管理担当・事業所担当が監督の場合、下水道河川部を緊急連絡担当部署とする。

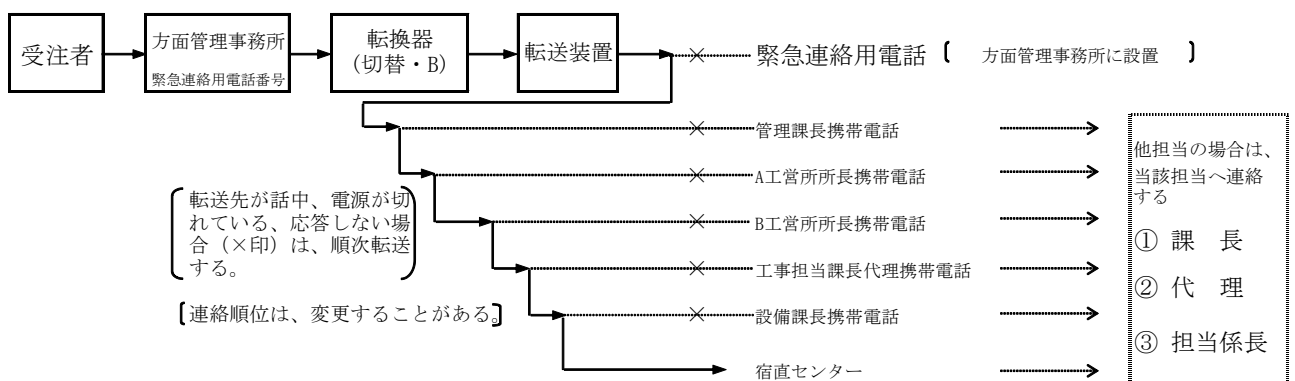
平日・昼間

☆方面管理事務所・下水道河川部 連絡系統

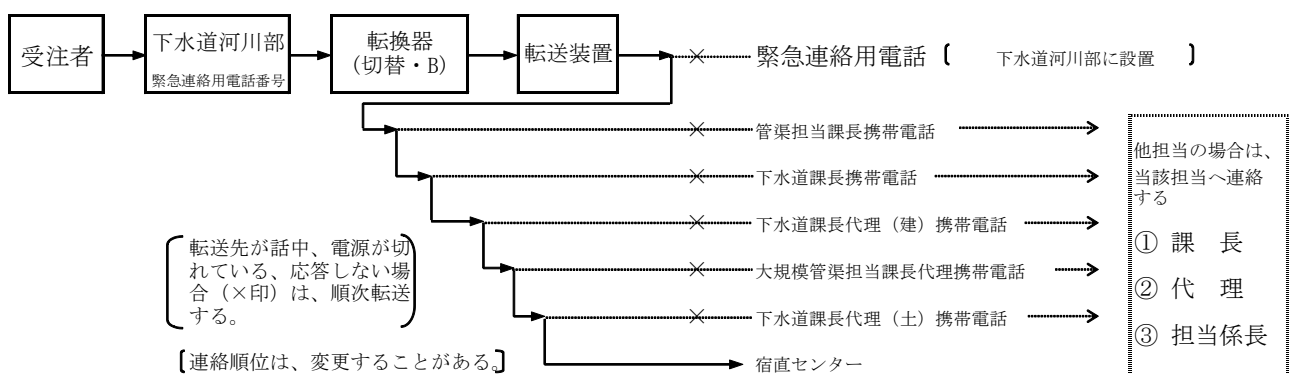


休日・夜間

☆方面管理事務所 連絡系統



☆下水道河川部 連絡系統



工 事 写 真 作 成 要 領

機 械 ・ 電 氣 設 備 工 事

建 築 機 械 ・ 建 築 電 氣 設 備 工 事

工事写真作成要領

同要領は、共通仕様書の定めに依るが、機械及び電気工事等（建築設備工事を含む）の撮影箇所及び要領について定める。

1 目的と分類

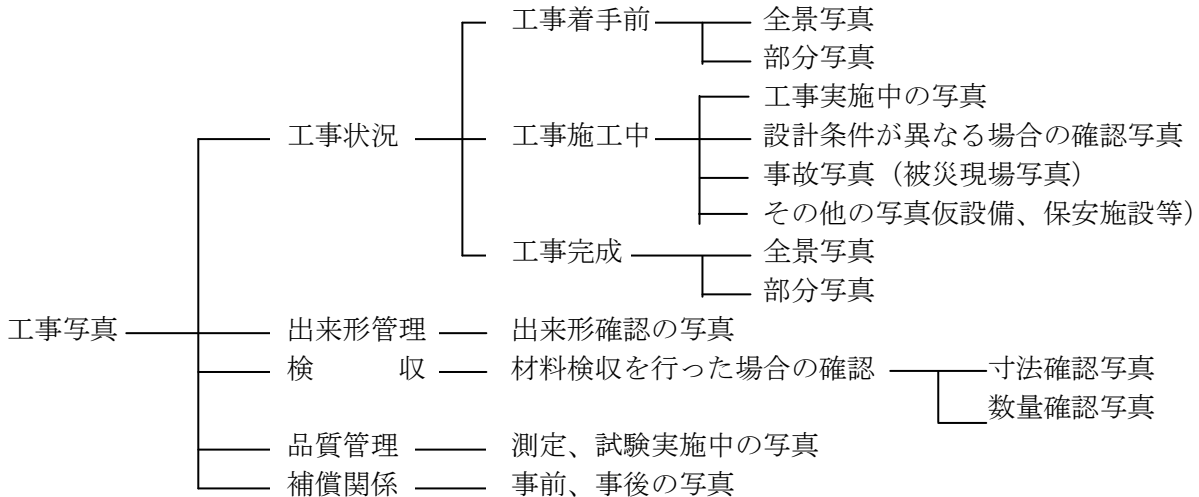
工事写真は、施工管理及び事後確認の一手段として、施工状況を正確に記録することを目的とする。このため、工事施工の各段階ごとに記録しようとする目的に応じて分類し、整備する。

〔解説〕

- (1) 工事写真は、一般に工事の全期間にわたり撮影されたものであり、各段階における施工状況や施工経過等を記録するものでなければならない。
- (2) 検査や施工管理の際に工事完成後では見えない箇所の確認手段に用いられる他、出来形、出来高あるいは品質等の確認に用いる。
- (3) 設計の変更等に際し、検討資料となったり、同種の工事の施工計画、立案の時にも貴重な記録として利用する。
- (4) 契約のうえから見ると工事写真の撮影については、本市請負契約書約款第 15 条（監督職員の立会い及び工事記録等の整備等）で、「設計図書において指定されたものについては、工事写真等の記録を整備し、提出しなければならない。また、「甲の立会を受けることなく工事を施工する場合は、工事写真等の記録を整備し、提出しなければならない。」という趣旨の条項があり、受注者に義務づけている。

工事写真は、目的別に次のように分類できる。

工事写真の分類



2 写真の整理

- (1) 写真の使用目的を認識して、撮影しなければならない。
- (2) 写真撮影には、看板（下図参照）に工事名称、施工箇所、工事内容、受注者等を記入して、判明ができる見やすい位置で撮影する。
(看板は、写真の画面の 1/4～1/6 の大きさに収める。)
- (3) 判明しにくい写真や一連の写真、もしくは必要と思われる写真には説明書を添える。
- (4) 作業範囲の判別をしがたい時は、テープ等でマークした後撮影する。
- (5) 機器製作（工場）と現場工事とは、原則として写真帳を分冊にする。

- (6) 機器製作、搬出入、機器据付け、配管工事、配管配線工事等は、工程毎にまとめ、順を追って整理する。
- (7) 現場工事は、着工前と完成の写真（同一アングルで撮ったもの）を最初に貼り付け、その後、工程順に整理する。
- (8) 更新工事については、その撤去した主要機器等の劣化損耗部分を撮影する。
- (9) 工事区域が広範囲又は拡大写真で、施工箇所が判別しがたい時は、縮小図面に着色又は撮影方向や写真番号を記して添付する。

[看板の例]

工事名称	
施工箇所	
工事内容	
受注者	

- ・ 看板の寸法は、約W700mm×H500mmとする。
- ・ 狭あい部等大きな看板の使用が困難なときは、小さい看板を使用し工事内容のみ書き込む。
- ・ 工事内容はできる限り詳細に記入する。

- (10) 工事写真帳は、工事用アルバム4つ切り台紙とする。
- (11) 工事写真はカラーとし、写真の大きさはサービスサイズ程度とする。

(12) 工事写真帳及びネガ帳の表紙、背表紙作成要領

9	①	
公	②	③ 工事写真
○ ○ 下水 処理 場	③	⑧ 工事場所
○ ○ ○ 機械 設備 工事		工期 自 年 月 日 ⑨ 至 年 月 日
(機	④	⑤
工 製	⑤	
1 — 5	⑥	
○ ○ 製作 所 (株	⑦	受注者

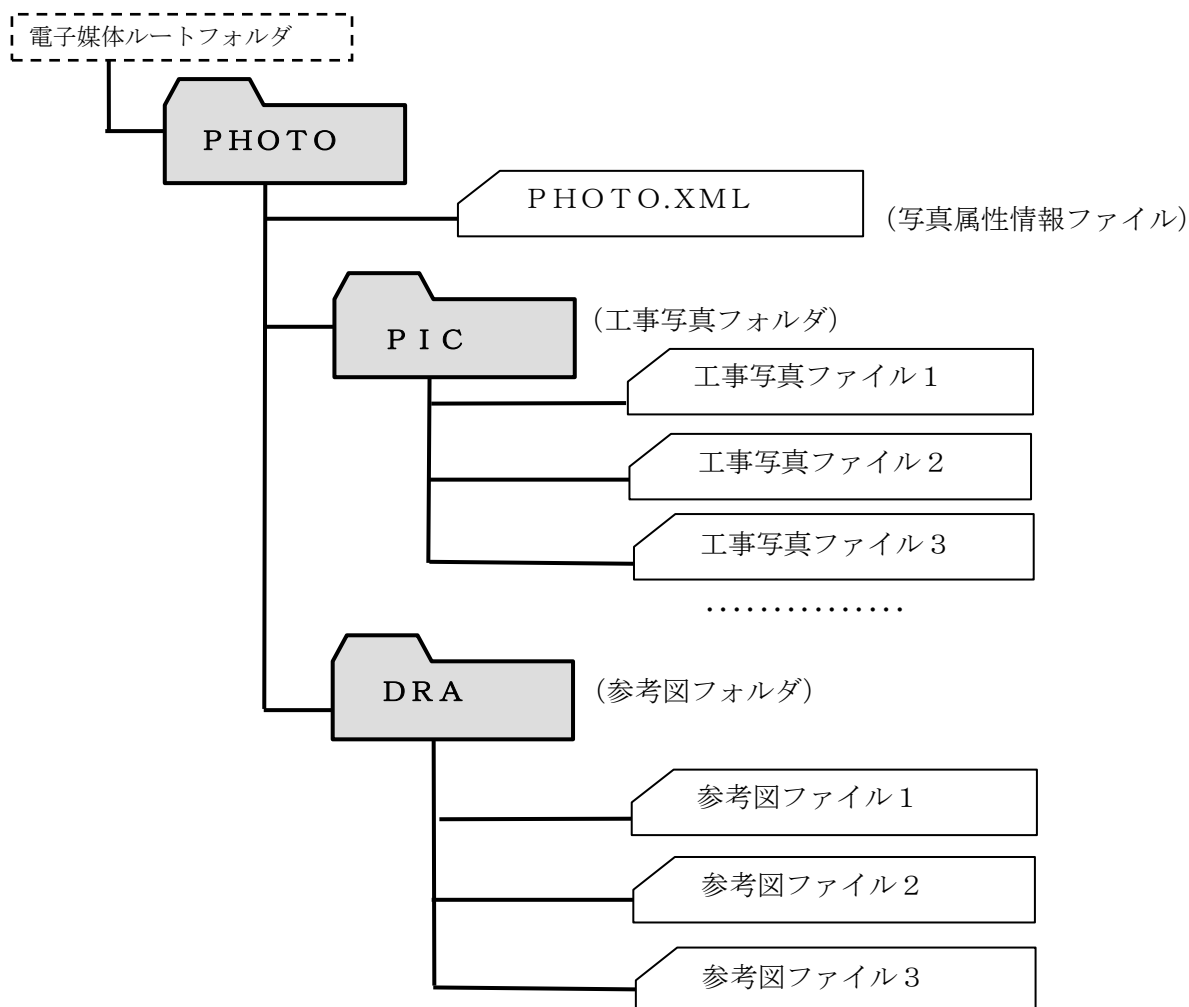


図-1 写真管理フォルダ構成図

(フォルダ作成の留意事項)

4 フォルダ作成にあたっては以下を行う。

- (1) フォルダ名称は半角英大文字とする。
- (2) 工事写真フォルダ(PIC)、及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

(ファイル仕様)

5 工事写真ファイル、参考図ファイル、写真属性ファイルの仕様は以下のものとする。

(1) 工事写真ファイルの仕様

記録形式は JPEG とし、非圧縮～圧縮率 1/8 までとする。

ファイル名称は半角 80 文字以内（拡張子 “.JPG” を含む）、半角英数大文字と全角文字を混在して使用可能とし、同一媒体に記録する他のファイル名と重複しないこととする。

(2) 参考図ファイルの仕様

記録形式は JPEG とし、解像度は必要な文字・記号が読めることとする。ファイル名称は、半角 80 文字以内（拡張子 “.JPG” を含む）、半角英数大文字と全角文字を混在して使用可能とし、同一媒体に記録する他のファイル名と重複しないこととする。

(3) 写真属性ファイル

写真属性ファイルとは、2) の属性情報を記録するファイルであり、「PHOTO」フォルダの直下に保存するものとする。保存形式は XML(*1)文書 (XML バージョン 1.00 に準拠) とし、ファイル名称を半角英大文字で「PHOTO.XML」とする。本 XML 文書で用いる DTD(*2)を別紙に示す。

(4) 使用文字コード等

本 XML 文書に使用する文字コードはシフト JIS コードで規定されている文字とする。ただし、以下の文字の使用を禁止する。

- ・XML の予約文字
- ・全角英数文字
- ・半角カナ文字
- ・TAB コード
- ・改行コード
- ・機種に依存する文字（シフト JIS コード 8540 から 889E まで、および ED40 以降の文字）
例) ①,②, I ,II ,mm,*n, など

(5) 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、係員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

(電子媒体)

- 6 電子媒体は、CD-R を原則とする。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、係員の承諾を得るものとする。

(撮影機材)

- 7 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数 100 万画素以上)

(電子媒体が複数枚の時の取り扱い)

- 8 一連のまとまった写真が、複数枚のメディアに分割される場合には、同一の「PHOTO.XML」ファイルを各電子媒体へ保存する。個別に独立した内容の場合には、媒体毎に独立した「PHOTO.XML」ファイルとすることができるが、むやみに分割することは好ましくない。

用語

*1) XML eXtensible Markup Language (拡張型構造化記述言語)

文字列をタグと呼ばれる<>で括った予約語で囲み、文書の整形や他文書へのリンクを記述する。文書の構造を DTD というファイルに定義することで、表現方法の指定や文章中の文字列に意味を付加する独自のタグを拡張定義できることに特徴がある。

*2) DTD Document Type Definitions (文書型定義)

フォントや文字サイズ等文書の表現方法の指定や特定の意味を付加するタグを定義するためのファイル。

4 写真撮影要領

(1) 機械関係

ア 工場製作（汎用品は除く）

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	材料	・ 工場に搬入し、仮置した材料を撮影（鋼材類等）。
2	製作工程	・ 材料の切断、溶接、機械加工、組立中等を撮影。
3	塗装工程	・ 素地調整、下塗、上塗を各層毎に撮影。 ・ 各層毎の膜厚測定を撮影。
4	工場試験	・ 工場での性能試験、破断試験、寸法検査、立会検査。
5	保管	・ 製作完成後出荷までの保管状況。
6	出荷	・ 工場より出荷時の車載状況。

イ 工事施行前後

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	工事着手前	・ 機器の設置、配管の布設等工事箇所の全景を撮影。 ・ 既設備の改良工事箇所の全景を撮影。
2	工事完成后	・ 機器の設置、配管の布設等工事箇所の全景を撮影。 ・ 既設備の改良工事箇所の全景を撮影。 * 着手前と完成后は、同じアングルより撮影する。

ウ 機器類据付工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	機器類搬入	・ 現地到着時の車載状況。 ・ クレーン等の使用による機器類の搬入荷下ろし作業。
2	コンクリート 基礎築造	・ 据え付け位置の墨出し状況。 ・ 既コンクリートの面はつきり状況。 ・ 鉄筋組立状況（配筋のピッチ及び純かぶり状況が確認で きるようテープスケールを当て撮影） ・ 型枠、アンカー穴等箱抜き施工状況。 ・ コンクリート打設、養生状況（生コン車を含む）。 ・ 機器類据え付け後のモルタル左官仕上げ状況（完成）。
3	機器類据付	・ アンカー穴の清掃。 ・ アンカーボルトの固定状況。 ・ 機器類の据え置き状況。 ・ 芯出し調整用ライナの状況（芯出し完了後固定） ・ 芯出し調整作業状況。 ・ 据え付け完了後の状況（完成）。

エ 配管工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	材料の確認	・ 現地へ搬入仮置きした配管、継ぎ手、弁、可とう管等を撮影。 ・ 配管材料にプリントされている種別、規格番号を撮影。
2	加工、布設状況	・ 配管の切断、ねじ切り、溶接加工、配管内部の清掃洗浄、布設、接合、支持金物の取り付け状況。
3	漏洩検査	・ 配管完了後、水圧、機密等漏洩検査状況(圧力計の読み及び経過時間等)。
4	外被	・ 断熱材、外被、テープ等施工状況（各工程毎）
5	埋設配管	・ 既構造物等からの距離、埋設深さが確認できるようテープスケール等を当て撮影。 ・ 砂入れ、突き固め作業等の状況。
6	壁、床貫通配管	・ はつり、配管取り付け、モルタル充填、左官仕上げ、漏洩検査の状況。
7	その他	・ バルブボックス内を撮影。

オ 塗装工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	塗装時期	・ 機器は、試験等が完了してから塗装を行う。 ・ 配管は、漏洩検査完了後、塗装を行う。
2	塗料の確認	・ 塗料の種類が確認できるよう塗料缶、希釈液缶のラベルを撮影。
3	塗装工程	・ 塗装工程が確認できるよう素地調整、第1層、第2層、第3層、第4層等層毎に撮影。
4	塗装膜厚	・ 各層毎の塗膜厚測定状況。
5	塗料の管理	・ 塗料缶、希釈液缶の現場での管理状況。

カ あと施工アンカー

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	あと施工アンカー	・ 各寸法のアンカー並びに差し筋材料(寸法が確認できるよう撮影)。 ・ 墨出し、穿孔深さの設定(キリにテーピング又はストップパ)穿孔、清掃、深さ測定、アンカー打ち、施工確認記録（各寸法毎）状況。

キ 掘削工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	掘削工	・ 人力掘削、機械掘削状況。 ・ 掘削深さ、掘削幅が確認できるようテープスケール等を 当て撮影。 ・ コンクリート、アスファルト等にカッターを入れたとき は その状況。 ・ 深さ 1.5m 以上の場合は、土留め（矢板等）状況。
2	埋め戻し	・ 埋め戻し状況（購入土、突き固め、舗装復旧等）。
3	残土処分	・ 発生土処分状況（発生土仮置き、ダンプへの積み込み等）。

ク はつり工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	はつり作業	・ はつり作業状況（墨出し、はつり作業、必要により防音防塵シート取り付け、換気装置設置状況）。
2	カッターの使用	・ コンクリートカッター、コアカッターを使用したときは そ の状況。
3	はつりガラ処分	・ コンクリートガラ（産業廃棄物）処分状況（ガラ仮置き、ダンプへの積み込み等）。

ケ 現場発生品

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	有価値物	・ 処分状況（現場での仮置状況 ダンプへの積み込んだ状況）。
2	産業廃棄物	・ 現場での仮置状況。 ・ 搬出状況（全車）。 ・ 中間処理・最終処分地への搬入状況（週 1 回）。 ・ 黒板に日付、車両番号、マニフェスト番号を記載し撮影。

コ ガス、電気溶接機の使用

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	ガスボンベ	・ 転倒防止対策等の安全管理状況。
2	消火器等	・ 火気を使用するときの消火器等の設置状況。

サ 安全対策

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	酸素欠関係	・ 酸素欠乏症等測定作業。換気・空気呼吸器設置状況等。
2	墜落、転落	・ 墜落、転落事故防止対策。
3	作業場所の区切	・ 工事、作業区域の仕切。
4	仮設物の設置状況	・ 仮設電源、仮設事務所、排ガス対策機械の設置等
5	K Y活動等の状況	・ K Y活動、安全パトロール活動等
6	作業範囲の区切	・ クレーン等の使用時の安全対策（作業範囲の仕切）。

シ 現場検収品、予備品の納入

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	保管状況	・ 指定した場所への納入保管状況。 ・ 長期に保管する場合、収納箱又は格納包装状況。

(2) 電気関係

ア 工場製作（汎用品を除く）

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	板金、素材加工	・ 配電盤類、電動機、発電機、変圧器等。
2	塗装工程	・ 素地調整、1 層目、2 層目等各層毎に撮影。
3	組立工程	・ 機器取付後、盤内配線中又は電気機械類の組立工程中。
4	試験等	・ 工場での性能試験状況、立会検査、完成、搬出等。

イ 工事施工前後

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	工事着手前	・ 主要な機器設置の工事箇所の全景写真（組写真でも可） ・ 主要な機器設置の改良箇所の全景写真（組写真でも可）
2	工事完了後	・ 主要な機器設置の工事箇所の全景写真（組写真でも可） ・ 主要な機器設置の改良箇所の全景写真（組写真でも可）

ウ 準備工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	既設関連設備 予備調査工	・ 既設備の予備調査状況。 ・ 調査で特に重要な箇所の状況。
2	試験掘工	・ 作業状況。 ・ 試験掘によって、露出した埋設物（ガス、水道、工水、油 管、電線路等）の埋設状況。
3	仮設工	・ テ 仮設工事等による。
4	防護工	・ ネ 安全対策による。

エ 機器据付工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	機器搬入工	・ 現地到着時の車載状況。 ・ クレーン等の使用による機器の吊り上げ、吊り降ろし、 搬入作業状況。 ・ 基礎架台（ベース）への仮置き作業状況。
2	基礎架台施工 （ベース）	・ 墨出し状況。 ・ 既設スラブ面はつり状況。 ・ 基礎鉄筋の配筋状況。（配筋のピッチ及び純かぶり状況 が 確認できるようテープスケール等を当て撮影） ・ 型枠の施工状況。 ・ アンカーボルト用の箱抜き状況。 ・ コンクリート打設状況。 ・ モルタル仕上げ状況。

3	据付工	・ 芯出し作業状況、レベル調整作業状況。 ・ アンカーボルトの固定状況。 ・ 据付作業状況。 ・ 据付完了状況。
〔注意〕 主要機器は、原則としてすべて対象とする。その他の機器で複数台数ある場合は、同一部屋内は代表機器を対象として撮影する。		

オ 計装機器据付工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	機器搬入工	・ 現地到着時の車載状況。 ・ クレーン等の使用による機器の吊り上げ、吊り降ろし、搬入作業状況。 ・ 基礎架台（ベース）への仮置き作業状況。 ・ 据付完成状況。
2	据付工	・ 芯出し作業状況、レベル調整作業状況。 ・ アンカーボルトの固定状況 ・ 据付作業状況。 ・ 水没箇所の基礎、防波管、機器等の水中部を撮影。
3	基礎架台施工	・ 機器据付工 2 に準じる。
〔注意〕 主要機器は、原則としてすべて対象とする。その他の機器で複数台数ある場合は、同一部屋内は代表機器を対象として撮影する。		

カ 建築電気機器の取付工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	機器、器具の搬入工	・ 現地到着時の車載状況。
2	据付工	・ 取付前の下地処理状況等。 ・ 取付状況。 ・ 隠ぺい箇所の取付ボルトの施工状況。 ・ 取付完成状況。
3	他工事との取合	・ 建築機械設備との取合い部は、特に撮影漏れの無いこと。
4	基礎架台施工	・ 機器据付工 2 に準じる。
〔注意〕 主要機器は、原則としてすべて対象とする。その他の機器、機具類は、部屋単位とし、各種別ごとに 1 点以上撮影。		

キ 電気配管工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	電線管等の搬入	・電線管、プルボックス、電線管付属品等の搬入、仮置き状況。 ・電線管にプリントされている種別、規格番号を撮影。
2	塗装工	・塗装工事の塗装工程ごとに撮影。(色を替える) ・電線管等の接続部の錆止め塗装状況。 ・配管施工後の補修塗装状況。
3	電線管の加工	・電線管の切断、ネジ切り、曲げ加工作業の状況。 (パイプベンダー、油圧ベンダー等の作業工具とともに撮影)
4	配管工	・配管施工状況。 (特に隠ぺい、埋め込み箇所の撮影漏れが無いこと) ・ボンディングアースの施工状況。 ・特殊工事の詳細。(耐圧防爆、安全増防爆等) ・防火区画の貫通箇所の処理状況。

ク ケーブルラック工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	取付工	・ケーブルラック吊り金具用インサートボルトの取付状況。 ・ケーブルラック用指示金具、支持架台の取付状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の開口部の状況。 ・ケーブルラックの施工状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の養生の状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の防火区画処理の状況。 ・セパレータ、ラックカバーの施工状況。 ・役物(レジューサ、エルボ、エンドカバー等)の取付状況。 ・ケーブルラックの渡りアースの施工状況。 ・ケーブルラック施工ルートと他の工作物との状況。

ケ ケーブルダクト工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	取付工	・ダクト取付金具のボルト類の取付状況。 ・ダクト用支持金具、支持架台の取付状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の開口部の状況。 ・ダクトの施工状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の養生の状況。 ・既設壁及び床貫通箇所の防火区画処理の状況。 ・セパレータ、ダクト点検口の施工状況。 ・マンホール、ケーブルラック等との接続箇所の状況。 ・ケーブルダクトの渡りアースの施工状況。 ・ケーブルダクト施工ルートと他の工作物との状況。

コ マンホール、ハンドホール工（現場打ち）

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	掘削作業	・人力掘削、機械掘削状況。 ・掘削深さ、掘削幅が確認できるようテープスケール等を当て撮影。 ・コンクリート、アスファルト等にカッターを入れたときはその状況。 ・深さ 1.5m 以上の場合は、土留め（矢板等）状況。 ・砕石、捨てコンクリートの各寸法の確認と施工状況。
2	組立作業	・鉄筋の配筋状況、配筋ピッチが確認できるようテープスケール等を当て撮影。 ・電線管取付部の補強筋の配筋状況。 ・マンホール上部の配筋が 2 重の場合は、その状況。 ・型枠の施工状況。 ・コンクリートの打設状況。 ・防水モルタルの施工状況。 ・内部取付金具の施工状況。 ・排水用ピットの施工状況。 ・マンホール等の蓋の取付状況。 ・埋設状況。
3	埋め戻し作業	・埋め戻し状況（購入土、敷きならし突き固め、舗装復旧）。
4	発生土処分	・発生土処分状況（発生土仮置き、ダンプへの積み込み等）。

サ マンホール、ハンドホール工（プレハブ式）

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	掘削作業	マンホール、ハンドホール工（現場打ち）1に準じる。
2	組立作業	・現地到着時の車載状況。 ・クレーン等の使用による機器の吊り上げ、吊り降ろし、搬入作業状況。 ・基礎架台（ベース）への据付作業状況。 ・マンホール等のブロックの接続箇所のコーキングの状況。 ・内部取付金物の施工状況。 ・排水用ピットの施工状況。 ・マンホール等の蓋の取付状況。 ・埋設状況。
3	埋め戻し作業	マンホール、ハンドホール工（現場打ち）3に準じる。
4	発生土処分	マンホール、ハンドホール工（現場打ち）4に準じる。

シ 地中電線路工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	掘削作業	マンホール、ハンドホール工（現場打ち）1に準じる。
2	電線管類布設作業	・電線管類の搬入状況。 （電線管にプリントされている種別、規格番号を撮影） ・枕、砂基礎（指定した場合）の施工状況。 ・電線管類の布設状況。 ・電線管類の接続状況。 ・電線管類とマンホール等との接続状況。 ・マンホール等の電線管類接続部の閉塞処理状況。 ・電線管内の清掃状況。 ・電線管の貫通試験の状況。
3	埋め戻し作業	・埋設表示テープの施工状況。 ・埋設表示用道標の施工状況。 ・その他は、マンホール、ハンドホール工（現場打ち）3に準じる。

ス ケーブルピット工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	既設スラブ等のはつり作業	・墨出し作業状況。 ・はつり作業状況。 ・既設機器等の養生の状況。 ・換気等作業環境の保持の状況。

2	ケーブルピット施工	・縁金物固定状況。 ・型枠の施工状況。 ・コンクリート打設状況。 ・モルタル充填、モルタル左官仕上げの状況。
3	ケーブルピット 仕上げ	・縁金物、蓋の塗装状況。 ・防塵塗装の作業状況。（指定のある場合） ・蓋の取付状況。

セ ケーブル工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	ケーブル布設工	・ケーブルドラムの現地搬入状況。 （ケーブルにプリントされている種別、規格番号を撮影） ・ケーブルの延線作業準備状況。 ・ケーブルの管内入線、ラック等への布設状況。 ・ラック、ダクトのケーブルの結束状況。 ・端末仕上げ状況。（高圧は、各工程ごと） ・直線接続状況。（高圧は、各工程ごと） ・ケーブル札、マークバンドの取付状況。 ・マンホール、ハンドホール内のケーブル処理状況。 ・配線チェック状況。

ソ 昇降機設備工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	機器搬入工	・現地到着時の車載状況。 ・クレーン等の使用による機器の吊り上げ、吊り降ろし、搬入作業状況。 ・基礎架台（ベース）への仮置き作業状況。 ・防振ゴム又は防振台の据付状況。（指定のある場合）
2	基礎架台施工 （ベース）	・アンカーボルト用の箱抜き状態又はスラブはつり状況。 ・既設スラブの面荒らし状況。 ・アンカーボルトの固定状況。 ・基礎鉄筋（支持のある場合）の配筋状況。 ・型枠の施工状況。 ・コンクリート打設状況。 ・チャンネルベース等の据付状況。 ・モルタル仕上げ状況。 ・巻き上げ機等の搬入口の状況。（別途建築工事施工） ・巻き上げ機等の搬入口の閉鎖状況。（別途建築工事施工）

3	据付工 (制御盤、巻き上げ機、調速機等)	・ 芯出し（レベル）調整状況。 ・ 据付作業状況。 ・ 据付完成。
4	昇降路設備工	・ ガイドレール取付用墨出しの状況。 ・ ガイドレールブラケットの取付状況。 ・ ガイドレールの取付状況。 ・ 中間ビームの取付状況。（指定のある場合） ・ 配管、ダクト、ボックス及び支持金物等の塗装の状況。 ・ ピット底部の保守用コンセント。 ・ ピット底部のかご緩衝装置の取付状況。 ・ エレベータ用ワイヤロープの取付状況。 ・ ロープエンド等の仕舞いの状況。 ・ 最上階及び最下階のリミットスイッチの取付状況。
5	昇降階設備工	・ かご入口の開口部の状況。（別途建築設備工事施工） ・ 3方枠の取付状況。 ・ 3方枠のモルタル充填状況。 ・ ホールボタン及びかご位置表示装置の取付状況。 ・ ホールボタン及びかご位置表示装置の化粧プレート取付状況。
6	かご設備工	・ かご操作盤及びインターホンの取付状況。 ・ 天井部（照明器具、換気設備、非常口等）の状況。 ・ 壁、床及びキックプレートの状況。 ・ 天井屋根部及び底部の状況。 ・ かご扉の状況。 ・ 非常灯の点灯状況。
7	その他設備工	・ 遠方警報表示盤の取付状況。 ・ エレベータ機械室の状況。

タ 接地工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	準備及び掘削作業	・ 接地極の形状確認写真。 ・ 掘削状況。 ・ 矢板等の土留めが必要なときは、その状況。 ・ 掘削部の転圧状況。 ・ 掘削寸法の確認用写真。

2	接地極施工	・ 接地極埋設又は接地棒打設状況。 ・ 接地線の布設状況。 ・ 接地線の接続状況。
3	埋め戻し作業	・ 埋め戻しの作業状況。 ・ 埋設表示テープの施工状況。道路面復旧作業状況。（詳細は、路面維持工事に準ずる）
4	その他の作業	・ 埋設道標の取付状況。 ・ 接地極埋設表示板の取付状況。 ・ 接地端子箱の取付状況。 ・ 接地抵抗値の測定作業状況。

チ 避雷針工事

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	準備工	・ 避雷針及び避雷針支持管の形状確認の写真。 ・ 避雷導線の形状確認の写真。 ・ 接地極板の形状確認の写真。
2	避雷針施工	・ 避雷針支持管建柱状況。 ・ 避雷導線支持具取付状況。 ・ 接地端子箱の取付状況。 ・ 避雷導線の接地状況。
3	接地極施工その他	接地工事に準ずる。

ツ 器具増設、取替及び改良工事等

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	準備工	・ 器具増設、取替及び改良工事等の着工前の状況。 （対象が狭小の場合は、対象部分を指差した全体がわかる写真を添える） ・ 新規に取付ける器具類の外形写真。
2	取替又は改良作業	・ 取替部品の新旧品を並べた写真。 ・ 器具取付のための盤面等の加工作業状況。 ・ 器具取付作業状況。 ・ 配線作業状況。 ・ 試験中。 ・ 完成。
3	その他	・ 現場発生品（産業廃棄物、有価価値物等）は、ヌに準じる。

テ 仮設工事等

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	準備工	・ 仮設の着工前の状況。 ・ 仮設材の搬入状況。
2	仮設工	・ 足場、仮架台等の取付状況。 ・ 仮設受変電工事等は、各当該設備工事及び各検査項目に 準ずる。
3	その他	・ 仮設の撤去作業の状況。 ・ 撤去完了後の状況。

ト あと施工アンカー

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	あと施工アンカー	・ 各寸法のアンカー並びに差し筋材料(寸法が確認できる よう撮影)。 ・ 墨出し、穿孔深さの設定(キリにテーピング又はストッ パ)穿孔、清掃、深さ測定、アンカー打ち、施工確認記録(各寸法毎) 状況。

ナ 検査関係

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	工場検査(社内)	・ 外観、構造検査。 ・ 特性検査。 ・ 温度検査。 ・ 動作及び操作試験。 ・ 絶縁試験。(メガー、絶縁耐力試験)
2	工場検査(立会)	・ 工場(社内)検査に準ずる。
3	現地検査(自主)	・ 保護継電器等の動作試験。 ・ タイマー、設定器等の設定値動作試験。 ・ 絶縁測定、絶縁耐力試験。 ・ 接地抵抗値試験。 ・ 計装機器等の単独動作試験。 ・ 組合せ試験。 ・ 総合試運転の状況。(指定のあった場合) ・ その他。
4	官公庁、公的機関の立会試験	・ 試験項目ごとに写真撮影。

ニ はつり工

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	はつり作業	・ はつり作業状況（墨出し、はつり作業、必要により防音防塵シート取り付け、換気装置設置状況）。
2	カッターの使用	・ コンクリートカッター、コアカッターを使用したときはその状況
3	はつりガラ処分	・ コンクリートガラ（産業廃棄物）処分状況（ガラ仮置き、ダンプへの積み込み等）。

ヌ 現場発生品

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	有価値物	・ 処分状況（現場での仮置状況 ダンプへの積み込んだ状況）。
2	産業廃棄物	・ 現場での仮置状況。 ・ 搬出状況（全車）。 ・ 中間処理・最終処分地への搬入状況（週1回）。 ・ 黒板に日付、車両番号、マニフェスト番号を記載し撮影。

ネ ガス、電気溶接機の使用

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	ガスボンベ	・ 転倒防止対策等の安全管理状況。
2	消火器等	・ 火気を使用するときの消火器等の設置状況。

ノ 安全対策

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	酸素欠乏関係	・ 酸素欠乏症等測定作業。換気・空気呼吸器設置状況等。
2	墜落、転落	・ 墜落、転落事故防止対策。
3	作業場所の区切	・ 工事、作業区域の仕切。
4	仮設物の設置状況	・ 仮設電源、仮設事務所、排ガス対策機械の設置等
5	KY活動等の状況	・ KY活動、安全パトロール活動等
6	作業範囲の区切	・ クレーン等の使用時の安全対策（作業範囲の仕切）。

ハ 現場検収品、予備品の納入

番号	工事種別	撮影箇所及び要領
1	保管状況	・ 指定した場所への納入保管状況。 ・ 長期に保管する場合、収納箱又は格納包装状況。

官 公 署 届 出 書 類 一 覽

機 械 ・ 電 氣 設 備 工 事

建 築 機 械 ・ 建 築 電 氣 設 備 工 事

官公署届出書類一覧

当局：大阪市建設局

表中 ＜＞は法令の略号を表す。

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
共通関係	管理施設等の道路使用等	道路占用許可申請	当局	道路管理者	着工前	目的,場所,期間,構造,方法,時期,復旧方法 道路法 32条 大阪市道路占用規則
		道路使用許可申請	当局	警察署長	着工前	目的,場所,期間,方法 ＜道公法＞ 77条
		支障移転請求	当局 (受注者代行)	供給会社等	着工30日前まで	
		工事負担金	当局 (設計担当課)	〃	〃	
消防	工事を実施するための現場に設ける事務所等の届	受注者	消防署長	当該行為を行う日の3日前		大阪市火災予防条例 58条
	下水道敷の占用	下水道敷の占用許可申請	受注者	市長(当局)	着工前	大阪市下水道条例 18条
建築関係	建築物・工作物	計画通知[確認申請]建築物,工作物	当局 (設計担当課)	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む。工作物は,＜建基法＞138条に指定されたもの ＜建基法＞ 18[6]条 ＜建基則＞ 1条
		工事完了検査申請書	当局 (設計担当課)	建築主事	完了した日から4日以内	検査を受け検査済証受領 ＜建基法＞ 18[7]条
		特定建築物届	当局 (受注者代行)	市長(保健所)	使用開始後1カ月以内	所在地、用途、延面積、構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者名その他 ＜ビル管法＞5条 ※3000㎡以上事務所ビル
		防火対象物使用開始届	当局 (受注者代行)	消防長(消防署長)	使用開始の7日前	設計書,計算書,系統図,平面図等を添付 大阪市火災予防条例 56条
電気設備関係	電力	保安規程届	当局	経済産業局	着工前	＜電事法＞ 42条
		主任技術者選任届	〃	〃	〃	〃 43条
		工事計画届	〃	〃	着工30日前まで	最大電力1,000kW以上又は受電電圧10kV以上の需要設備 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設に該当する非常用予備発電装置ほか 〃 48条
		使用前安全管理審査申請	〃	〃	審査希望日を1カ月前までに近畿経済産業局施設課自家用係に連絡申請書は審査希望日の2週間前まで	〃 50条の2
		経済産業省告示第933号に基づく確認行為依頼	〃	〃	できる限り早く立入確認実施期間をも見込み、使用開始予定日の2週間前まで	特別の理由により、工事計画の事前届出をした電気工作物の一部を使用する場合 告示 933号
		試験使用届	当局	経済産業局	試験使用を行う前	＜電事法規則＞ 70条
		自家用電気使用申込	当局 (受注者代行)	電力会社	着工前	電気供給規程

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
電 気 設 備 関 係	電 力	電気需給契約	当局 (受注者代行)	電力会社	供給承諾時		電気供給規程 〃
		自家用電気工作物落成予定通知	〃	〃	落成予定確定時		〃
		自主検査成績書	〃	〃	送電前		〃
		電灯・動力使用申込	〃	〃	着工前		〃
	通 信	加入申込	当局 (受注者代行)	第1種通信事業者	利用意志確定次第		
		専用申込	〃	〃	〃		
	電 波	高層建築物等予定工事届	当局 (設計担当課)	総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に31mを超える建築を行うとき	電波法 102条
		高層建築物等工事計画届	〃	〃	伝播障害防止区域に指定されたとき	(建築中の場合)	電波法 102条
消 防 設 備 関 係	消 防	消防用設備等着工届	当局 (受注者代行)	消防長(消防署長)	着工10日前まで	自動火災報知設備等	消防法 17条の14 ※注 消防設備士が届出 〈消防則〉 33条の18 大阪市火災予防条例 57条
		電気設備設置届	〃	〃	設置工事開始3日前まで	変電設備(20kW以上)内燃機関による発電設備,蓄電池設備(4, 800Ah・セル以上)等	
		消防用設備等設置届	〃	〃	工事完了後4日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防法 17条の3
		消防設備等免除申請	当局	〃	着工前10日前まで		消防法施行令 大阪市火災予防条例
給 水 設 備 関 係	上 水 道 (給水装置)	給水装置工事申込書兼施工承認申請	当局 (受注者代行)	水道局(水道工事センター)	着工前	案内図,配置図,配管図添付の上承認を受ける(上水道ー給水装置)	大阪市水道事業給水条例
		工事完了届	〃	〃	完了時	工事完成図添付	〃
		使用開始届	〃	〃	使用前	申込後量水器取付	〃
	簡 易 専 用 水 道	簡易専用水道使用届	当局 (設計担当課)	保健所長	使用開始後1ヶ月以内	設備の配置系統図 受水タンク廻り図	水道法34条の2 (受水タンク有効容量10m ³ 以上)
	高 さ 8 m 水 槽 超 過	計画通知[確認申請]工作物	当局 (設計担当課)	建築主事	着工前	配置図,平面図,構造図,断面図添付	〈建基法〉88条 (18[6]条)
		工事完了届	〃	〃	完了した日から4日以内	検査を受けて検査済証受領	〈建基法〉 (18[7]条) 〈建基令〉138条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込 (大阪ガス請負時は除く)	当局 (受注者代行)	大阪ガス	着工前	設計図,建物平面図	〈ガス法〉 17条 供給規程
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵又は 取扱いの開始届(300kg 以上貯蔵の場合)	当局 (受注者代行)	消防署長	着工前	取扱数量,位置,構造, 消防設備の概要	消防法 9条の2 〈危険令〉 1条の10
		特定高圧ガス消費者の 消費の届(3,000kg以上)	〃	大阪府知事	消費開始20 日前まで	位置,構造,設備,消費 の方法	〈高ガス法〉 24条の2
冷凍設備関係	一ガの 日5の 高圧 冷 凍 能 力 2 0 ト ン 以 上 、 フ ロ ン 以 上 の 他 (注)	液化石油ガス設備工事 届 (床面積1,000m ² 以上 の事務所等)	〃	〃	完了時		〈液ガス法〉 38条の3 〈液化ガス則〉 39条
		高圧ガス製造許可申請	当局 (受注者代行)	大阪府知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造計 画書添付	〈高ガス法〉 5条 〈冷凍則〉 4条
		製造施設完成検査申請	〃	〃	完成時	検査を受けて検査 済証受領	〈高ガス法〉 20条 〈冷凍則〉 18条
備関係	一2の 日0の 高圧 冷 凍 能 力 3 ト ン 以 上 5 ト ン 以 上 2 0 ト ン 未 満 、 そ の 他 未 満 (注)1	高圧ガス製造開始届	〃	〃	製造開始時		高ガス法 21条 〈冷凍則〉 8条 ※注 〈高ガス法〉 5-1-2で定め る値を〈高ガス令〉 3-2で規定
		高圧ガス製造届	当局 (受注者代行)	大阪府知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類,製造施 設明細添付	〈高ガス法〉 5条 〈冷凍則〉 5条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
ボイラー及び第一種圧力容器設備関係	新設のもの	構造検査申請	製造者	労働基準局長	製造後	検査を受け刻印及び明細書に検査済印を受ける	〈安衛法〉 38条 〈ボイラー則〉5条 〈ボイラー則〉 51条 (第一種圧力容器) ※注 現場組立のボイラーにあつては設置完了後に構造検査を受ける。
		設置届	当局 (受注者代行)	労働基準監督署長	設置30日前まで	明細書,構造検査済証,配置図,配管図,据付主任者選任	〈安衛法〉 88条 〈ボイラー則〉 10条,16条,85条 〈ボイラー則〉 56条 (第一種圧力容器)
		ボイラー据付工事作業主任者選任届	受注者	〃	据付前	技能講習終了者より選任	〈ボイラー則〉 16条
		落成検査申請	当局 (受注者代行)	〃	落成時	検査を受け検査証受領	〈安衛法〉 38条 〈ボイラー則〉 14条 〈ボイラー則〉 59条 (第一種圧力容器)
	再使用のもの	使用再開検査	当局 (受注者代行)	労働基準監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図	〈安衛法〉 88条 〈ボイラー則〉 46条 (第一種圧力容器)
小型ボイラー	—	設置報告	受注者	労働基準監督署長	竣工時	構造図,明細書,配置図	〈安衛法〉 100条 〈ボイラー則〉 91条 〔小型ボイラー〕 〔小型圧力容器〕
火を使用する設備関係	ボイラー・炉・かまど・熱風炉	火を使用する設備等の設置届	当局 (受注者代行)	消防長 (消防署長)	設置の日の5日前まで	設備概要,配置図	消防法 9条 大阪市火災予防条例57条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所関係	指定数量の30倍超過等 数量以上	危険物保安監督者選任届	当局 (受注者代行)	市長	選任したとき 遅滞なく		消防法 13条 〈危険令〉 31条 〈危険則〉 48条
		危険物設置又は変更許可申請(製造所・貯蔵所・取扱所)	当局 (受注者代行)	市長	着工前	製造設備,構造明細添付	消防法 11条 〈危険令〉 6条
		危険物取扱所仮使用承認申請書	〃	〃	〃		
		軽微な変更届出書	〃	〃	〃		
		危険作業届出書	〃	〃	〃		
		水張,水圧検査申請	製造者	〃	施工中	容器に配管,付属品を取り付ける前に申請	〈危険令〉 8条の2
		完成検査申請	受注者	〃	完成時	検査を受け検査証受領	〈危険令〉 8条
ばい煙関係	—	少量危険物の貯蔵取扱届出	当局 (受注者代行)	消防署長	開始する日の7日前まで	品名,数量等	大阪市火災予防条例60条
		ばい煙発生施設設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種別,構造,使用方法,処理方法	〈大気法〉 6条 〈大気法〉 10条 〈大気法〉 31条 〈大気令〉 13条 大阪府生活環境の保全に関する条例 17条
振動関係	伴う建設工事に特定建設作業をする場合	特定建設作業実施届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	作業開始7日前まで	特定建設業の種類,場所,期間,振動防止の方法等	〈振動法〉 14条 〈振動則〉 10条
騒音関係	施設を設ける場合	特定施設設置届	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	着工30日前まで	特定施設の種別,騒音防止方法,配置図	〈騒音法〉 6条 〈騒音法〉 25条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘 要	法 令
昇 降 機	—	計画通知書(昇降機) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	当局 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図 昇降機据付平面図 横断面図等 構造詳細図	〈建基法〉 6条 〈建基則〉 1条
ク レ ー ン	3 t 以 上	クレーン設置届	当局 (受注者代行)	労働基準監督 署長	設置工事開 始30日前ま で	クレーン明細書,組立 図,強度計算書,据付 周囲状況,基礎概要 等添付	〈安衛法〉 88条 〈安衛令〉 13条 〈クレーン則〉 5条
		クレーン落成検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉 6条
		クレーン変更届	〃	〃	変更工事開 始30日前ま で	クレーン検査証, 変更部分図面	〈クレーン則〉 44条
		クレーン変更検査 申請書	〃	〃	受験希望日 15日前まで		〈クレーン則〉 45条
		休止・廃止報告書	〃	〃	遅滞なく	検査証	〈クレーン則〉 48条
	30 t 未 満 5 t 以 上	クレーン設置報告書	〃	〃	設置前まで		〈クレーン則〉 11条
ゴ ン ド ラ	—	ゴンドラ設置届	受注者	労働基準監督 署長	設置工事開 始30日前ま で	明細書,検査済証,組 立図,据付ける箇所の 周囲の状況,固定方 法等添付	〈安衛法〉 88条 〈ゴンドラ則〉 10条
ダ イ オ キ シ ン 関 係	—	特定施設設置 (使用・変更)届出書	当局 (受注者代行)	市長 (環境局)	工事着手予 定日61日前 まで		〈安衛法〉 88条 〈ダイ特法〉12条1
		特定施設使用届	〃	〃	法対象施設と なった日から 30日以内		
		建設工事計画書	当局 (受注者代行)	労働基準監督 署長	設置工事開 始14日前ま で	廃棄物焼却施設解体 工事計画届出概要 書,周辺状況図, 解体 対象施設概要図, 工 事用機械等配置図, 工法概要を示す書面 又は図面, 工程表等	〈安衛法〉 88条 〈安衛則〉 90条5 号
石 綿 関 係	石吹耐火又 は石綿等付 けの耐火建 築物に石綿 等が含まれ るが 等が上の吹 き付け以外 の建築物に おける作業 等	建設工事計画書	受注者	労働基準監督 署長	工事開始 14日前まで	施工計画社内審査 書,現場案内図,石綿 等除去工事概要書, 事前調査結果,作業 に係る建設物等概要 図面,工事用機械設 備建設物等配置図 面,石綿等除去方法 図面・書面,労働災害 防止方法,工程表	〈安衛法〉 88条 〈安衛則〉90,91 条
		建築物解体等作業届	〃	〃	工事開始ま で	現場案内図,作業に 係る建築物等概要図 面	〈安衛法〉 100条 〈安衛則〉 5条

(注)1. 冷凍設備で,第1種製造者は設置許可,第2種製造者は設置届が必要である。

第一種圧力容器に関する手続き・検査

	手続者	検査項目	提出書類、提出先	検査内容	備 考
所轄都道府県労働基準局の所管	製造者が手続きする	労働基準局長の製造許可	・第一種圧力容器製造許可申請書 ↓ (構造図面添付) 労働基準局長宛	設定能力 工作能力 製造設備能力 検査設備能力 等の監査	
		構造規格に基づき製作			製造許可工場のみが作れる
		溶接検査	・第一種圧力容器溶接検査申請書 ・第一種圧力容器溶接明細書 ↓ 労働基準局長宛	材料検査 開先検査 内外観検査 機械的試験 レントゲン検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押して交付される
		構造検査	・第一種圧力容器構造検査申請書 ・第一種圧力容器明細書 (構造図面、強度計算書添付) ↓ 労働基準局長宛	材料検査 構造規格検査 内外観検査 水圧試験 付属品の検査	合格のものに番号刻印が押され、圧力容器明細書に構造検査済の印を押して交付される
		製品完成			
所轄労働基準監督署の所管	使用者が手続きする	設 置	・第一種圧力容器設置届 (設置場所周囲状況図 タンク廻り配管図添付) ・第一種圧力容器明細書 ↓ 労働基準監督署長宛		溶接検査と構造検査に合格しない容器は設置できない
		落成検査	・第一種圧力容器落成検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	設置状況の検査 タンク廻り配管の検査 付属品の検査 取扱主任者選任確認	落成検査に合格した圧力容器に第一種圧力容器検査証が交付される
		使 用	・第一種圧力容器取扱作業主任者選任		作業主任者の氏名を圧力容器の設置している場所の見やすい箇所に掲示する
		性能検査	・第一種圧力容器性能検査申請書 (検査証、設置届関係書類 定期自主点検記録過去3年間分) ↓ 労働基準監督署長宛	使用後の状況検査 缶体の変形腐食の状況 付属品の損耗状況 水圧試験 (必要なもののみ)	年一回を原則とする有効期限満了日の2ヶ月前から受付可能
		変 更 変更検査	・第一種圧力容器変更届 (第一種圧力容器検査証、 変更内容書類添付) ・第一種圧力容器変更検査申請書 ↓ 労働基準監督署長宛	変更部の確認 工作の適合性 溶接の変更部は ・機械的試験 ・レントゲン検査	圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板、ステーを変更する場合

第二種圧力容器に関する手続き・検査

	手続者	検査項目	提出書類、提出先	検査内容	備 考
所轄労働基準局所管	製造者が手続きする	第二種圧力容器構造規格に基づいて製作			
		耐圧検査	・第二種圧力容器個別検定申請書 ・第二種圧力容器明細書（構造図面、強度計算書添付） ↓ 労働基準局長宛又は耐圧証明代行者宛（日本ボイラ協会等）	構造規格検査 水圧試験	合格のものに第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付される
		製品完成			
所轄労働基準監督署所管	使用者が手続きする	設 置	設置届等不要	落成検査等なし	第二種圧力容器明細書保管
		使 用		性能検査等なし 自主点検 ・本体の損傷の有無 ・ふた取付ボルト磨耗の有無 ・管及び弁の損傷の有無	年一回定期的に自主点検を行い、その記録を3年間保存する